

### 管制方式基準一部改正に伴う地上走行指示の変更について

1 趣旨

管制方式基準の一部改正に伴い変更する事項について情報提供するもの。

2 施行日

平成24年9月20日

3 概要

滑走路誤侵入防止のため、滑走路に対する地上走行の指示に際し、**これまで不明確であった走行経路の終点をICAO規定に基づき「滑走路停止位置」として定義化するとともに、当該地点までの走行指示に係る用語が規定された。**

4 改正内容

(1) 定義

**滑走路停止位置 (Runway holding point) の新設**

「航空機又は車両が滑走路手前で停止及び待機する場所であって、当該滑走路に接続する誘導路上における位置」と定義化された。

◎ 札幌飛行場では…

- 第1・2誘導路: 停止位置標識の位置
- 第3・4誘導路: 明確な停止位置がない。

(2) 地上走行に関する指示

「出発機に対しては、**原則として出発滑走路の滑走路停止位置までの走行を指示するものとする。**」と明確化するとともに、用語を規定した。

◎ 札幌飛行場での用語例

● 滑走路への地上走行指示

- ・ RMO55 TAXI TO HOLDING POINT RWY14 VIA NR1TWY.
- ・ RMO55 TAXI VIA NR1TWY TO HOLDING POINT RWY14.

● Eエリアへの地上走行指示

関係航空機がなく滑走路の横断を許可できる場合→変更なし。

- ・ TAXI TO NORTH VIA NR1 TWY,CROSS RWY14.

関係航空機があり滑走路の横断を許可できない場合

- ・ JA6688 TAXI TO HOLDING POINT RWY14 VIA NR1 TWY.

● #3・4TWYを使用しての指示

明確な停止位置がないので、誘導路上での待機の指示はしない。待機が必要な場合は走行経路の終点としてBLUE SPOT等を指示する。この際、必要によりじ後の予定位置を付加するものとする。

- ・ HNT999 TAXI TO BLUE SPOT VIA NR3 TWY THEN HOLD. (EXPECT MIDDLE OF RWY.)

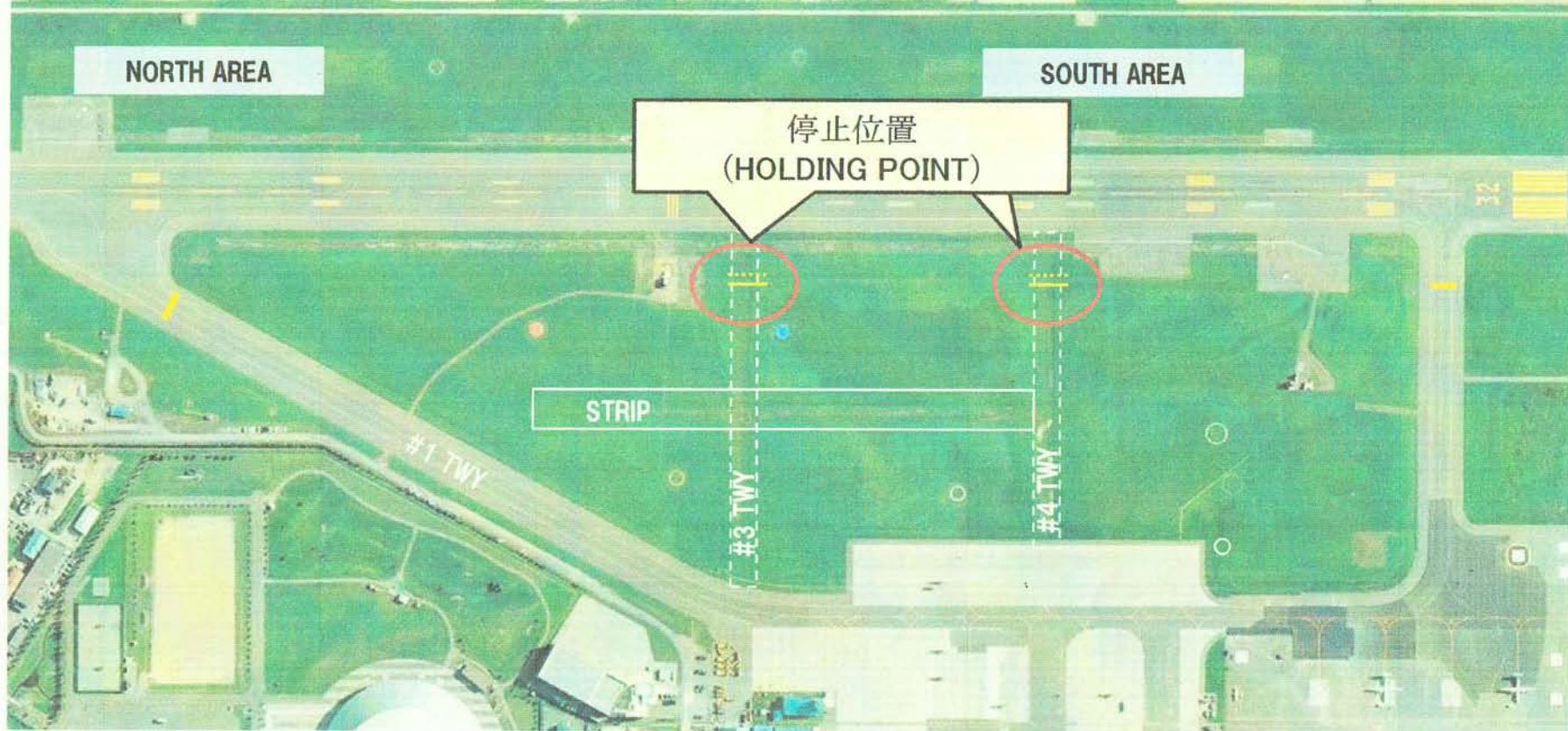
### 滑走路停止位置 ( Runway holding point )



● 滑走路停止位置 (Runway holding point)

「航空機又は車両が滑走路手前で停止及び待機する場所であって、当該滑走路に接続する誘導路上における位置」

**第1・2誘導路: 停止位置標識の位置**



10月9日 芝地誘導路 (No3、No4 TAXI WAY) に設置

例：TAXI TO HOLDING POINT RWY14 VIA NR3(4) TWY. との指示があった場合、停止位置標識の手前で停止

#3T/W



#4T/W

